

教育職員免許法第5条別表第1による取得 基礎資格（学位等）と修得単位により特別支援学校教諭免許状を取得

□ 基礎資格

別表第1により特別支援学校教諭免許状を取得する場合、取得する免許種類に応じ、下記の基礎資格を満たすこと。

免許種類	基礎資格	左記の（※）と同等と認められるもの
専修免許状	修士の学位を有すること（※） 及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	・専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合 ・大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
一種免許状	学士の学位を有すること（※） 及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	・専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合 ・文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合（学校教育法第102条第2項の規定により飛び入学で大学院への入学を認められた場合）
二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	—

□ 単位修得機関

取得しようとする免許種類に対応した認定課程を有する大学等で修得すること。（放送大学や認定講習の単位を含めることはできないため注意すること。）なお、単位の修得時期は問わない。

□ 単位差による取得

・既に二種免許状を取得している者（または所要資格を得ている者＝申請すれば取得可能な者）が一種免許状を取得する場合、二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。

・既に一種免許状を取得している者（または所要資格を得ている者＝申請すれば取得可能な者）が専修免許状を取得する場合、一種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。

なお、単位差により取得する場合であっても、取得しようとする免許状の基礎資格が必要。

□ 最低修得単位数等

次頁の表に従って単位を修得すること。なお、表では下記のとおり略称を用いて説明している。

心理、生理及び病理に関する科目：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

教育課程及び指導法に関する科目：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

特別支援教育に関する科目		左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域	最低修得単位数																						
				専修			1種			2種																
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		全領域共通	2			2			2																
第2欄	特別支援教育領域に関する科目（※1）	心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	1	8	16	1	8	16	1	4	8														
		教育課程及び指導法に関する科目		2			2			1																
		心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	1	8		1	8		1	4															
		教育課程及び指導法に関する科目		2			2			1																
		心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	1	4		1	4		1	2															
		教育課程及び指導法に関する科目		2			2			1																
		心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	1	4		1	4		1	2															
		教育課程及び指導法に関する科目		2			2			1																
		心理、生理及び病理に関する科目	病弱者	1	4		1	4		1	2															
		教育課程及び指導法に関する科目		2			2			1																
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（※2）	心理、生理及び病理に関する科目	重複・LD等（発達障害者を含む）と第2欄で取得する領域以外の全ての領域	5			5			3																
		教育課程及び指導法に関する科目											第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（※3）		全領域共通	3			3			3			大学院の課程又は大学の専攻科において修得する単位（※4）
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（※3）		全領域共通	3			3			3																
大学院の課程又は大学の専攻科において修得する単位（※4）				24																						

（※1）第2欄「特別支援教育領域に関する科目」について

（1）第2欄の合計として16単位（二種は8単位）を修得すること。

ただし、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の教育領域（授与を受けようとする免許状に定めることとなる教育領域）について、下記に示す所定の単位を含むこと。

① 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を取得しようとする場合

取得しようとするそれぞれの教育領域ごとに、

「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上

「教育課程及び指導法に関する科目」2単位（二種は1単位）以上

合計8単位（二種は4単位）以上を含むこと

② 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を取得しようとする場合

取得しようとするそれぞれの教育領域ごとに、

「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上

「教育課程及び指導法に関する科目」2単位（二種は1単位）以上

合計4単位（二種は2単位）以上を含むこと

（2）第2欄の単位は、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域について、「中心となる領域」として修得したものに限る。

（3）第2欄の単位は、上記（1）の単位を含んでいれば、16単位（8単位）に不足する単位数は、免許状に定められることとなる領域以外の第2欄の単位を充当可。

（※2）第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について

（1）取得しようとする領域以外の領域（重複・LD等を含む）について、「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の両方を含み、合計5単位（二種は3単位）以上取得すること。

（2）「中心となる領域」または「含む領域」として修得すること。

（※3）第4欄「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」について

（1）教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。

（2）学校体験活動の単位を1単位まで含むことができる。

（3）特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までの単位をもって替えることができる。

※非常勤講師としての勤務期間がある場合、週当たり10時間以上勤務していれば常勤と同様とし、週当たりの勤務時間が10時間未満の場合、週10時間を基準として按分して計算します。

例：週当たり5時間で1年勤務 ⇒ $5\text{時間} / 10\text{時間} \times 1\text{年} = 0.5\text{年}$ と換算

週当たり6時間で4年勤務 ⇒ $6\text{時間} / 10\text{時間} \times 4\text{年} = 2.4\text{年}$ と換算

（※4）専修免許状に係る合計単位数のうち、24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得すること。なお、第1欄から第4欄の科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。